

【神奈川県】住宅宿泊事業届出書類一覧表

No.	書類名	法	個	備考
1	住宅宿泊事業届出書（第1号様式）	●	●	届出者の住所は、『登記事項証明書の「本店（所在地）」』又は『住民票の「住所」』とすること
2	登記事項証明書	●		届出日前3月以内に発行されたもの 原本 【外国法人】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもの 法人名・事業目的・代表者名・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるもの
3	定款又は寄附行為	●		商号・事業目的・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地が登記事項証明書の内容と一致しているもの 目的：住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業 【外国法人】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもの 商号・事業目的・役員数・任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるもの
4	市町村の長の証明書 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明	●	●	届出日前3月以内に発行されたもの 原本 法人：役員 個人：届出者 ※「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨」以外の内容も併せて記載されていても差し支えありません。「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨」のみ確認します。 【外国籍の法人役員又は外国籍の個人】日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者に該当しない旨を証する書類。 当該書類が存在しない場合は、当該者に該当しないものであることを公証人又は公的機関等が証明した書類
5	法定代理人の登記事項証明書		△	届出者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合
6	住宅の登記事項証明書	●	●	届出日前3月以内に発行されたもの 原本
7	[入居者の募集が行われている家屋]	△	△	※届出後、適宜書類の報告徴収あり。
	・当該募集の広告紙面の写し ・募集広告の写し ・賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し ・その他の入居者の募集が行われていることを証する書類			
8	[随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋]	△	△	
	・届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシート ・届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し ・高速道路の領収書の写し ・その他の随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証明する書類			
9	住宅の図面 以下の事項を明示	●	●	※民泊の安全措置の手引きを確認のこと
	①台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 ②住宅の間取り及び出入口 ③各階の別 ④居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分のそれぞれの床面積 ⑤非常用照明器具の位置、その他安全のための措置の内容等			
10	安全措置に関するチェックリスト	●	●	※民泊の安全措置の手引きを確認のこと。
	チェック項目には、建築に関する専門的な知識を有する者でなければ、確認が困難となる部分が多くあります。困難な項目については、建築士に依頼する等して確認を行ってください。			
11	[賃借住宅で業を行う場合] 承諾書	△	△	賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面
12	[転借住宅で業を行う場合] 承諾書	△	△	賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面
13	[二以上の区分所有者が存する建物] 専有部分の用途に関する規約の写し	△	△	マンション管理規約に「住宅宿泊事業を営むことを認める」旨の定めがある場合
14	[規約に定めのない場合] 様式C 誓約書	△	△	管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類 署名又は記名押印
15	[管理業者に委託する場合] 委託契約書等の写し	△	△	法34条の規定により交付された書面の写し
16	誓約書	●	●	法人：様式A 個人：様式B 欠格事由に該当しない旨を証する 署名又は記名押印
17	※消防法令適合通知書	●	●	問合せ先：各地域の消防本部
18	※事前の周辺住民への周知についての報告書	●	●	周知日時、周知方法、周知先、周知先からの問合せ内容 事業を営もうとする者の氏名、事業を営もうとする住宅の所在地、事業の開始予定日、問合せ先(担当者名及び電話番号)等を記載した書面

- 印は必ず提出のもの。△印は必要に応じて提出のもの。
- ・「法」は法人を、「個」は個人をそれぞれ表す。
- ・ゴシック文字は、様式書類があるもの。(様式A、B、Cは住宅宿泊事業法施行要領を参照。)
- ・届出書の添付書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る(英語の場合は日本語による翻訳文を添付)。
- ・官公署(日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関を含む。)が証明する書類は、届出日前3か月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類を提出することとする(写し等は認めないこととする。)
- ・※印は「住宅宿泊事業の適正な運営に関する指導指針」による添付書類